

公益社団法人徳島県労働者福祉協議会定款

第9章 告示の方法

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、徳島県において発行する徳島新聞に掲載する方法による。